

危険物施設の区分

危険物施設	製造所	危険物を製造する施設	
	貯蔵所	屋内貯蔵所	屋内の場所において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設
		屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設
		屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設
		地下タンク貯蔵所	地盤面下に埋設されているタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設
		簡易タンク貯蔵所	簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設
		移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設
		屋外貯蔵所	屋外の場所において第二類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体(引火点が0度以上のものに限る。)又は第四類の危険物のうち第一石油類(引火点が0度以上のものに限る。)、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う施設
	取扱所	給油取扱所	固定した給油設備(航空機への給油については、車両に設けられた給油設備に含む。)によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う施設(当該取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4千リットル以下のタンク(容量2千リットルを超えるタンクにあっては、その内部を2千リットル以下ごとに仕切ったものに限る。)に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。)
		販売取扱所	店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う施設 第一種販売取扱所……指定数量の倍数が15以下 第二種販売取扱所……指定数量の倍数が15を超え40以下
		移送取扱所	配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備によって危険物を移送するため危険物を取り扱う施設
		一般取扱所	給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所以外で危険物を取り扱う施設